

静岡県熱海市「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由

[熱海市協議書抜粋]

熱海市は（中略）令和3年5月に観光振興の目標・指針としての「熱海市観光基本計画2021」（以下「観光基本計画」という。）を改定し、明確なビジョンのもと総合的かつ計画的に観光振興施策を展開することとしており、その裏付けとして同年6月には観光振興に関する施策を策定し、及び実施すること並びにその推進のための財源措置を講ずるよう努めることを市の義務的要素とする「熱海市観光振興条例」が制定された。

こうした背景から、今後も観光施策を展開していくための財源確保の必要性が増していく一方で本市の人口は減少傾向にあり（中略）今後財政運営は厳しさを増していくことが想定される。

宿泊・飲食サービス業は本市の地域経済循環分析で分類する38産業の中で生産額、売上、付加価値額等において最大の数値を示す産業であり、熱海市産業連関表に示す30部門の産業においても宿泊業の生産額増加による市内経済への波及効果が最大であるとされている。特に滞在時間の長さから市内での消費増加への実現可能性が高い宿泊客を増加させる施策の実施は、産業振興、雇用・税収の誘発の面から最も効率性が高く、効果的であると考えており、観光基本計画においても延べ宿泊客を325万人までに増加させることを目標に設定し、花火大会などイベントの充実、受入環境、観光関連施設の更新・整備などを推進していくとしている。

これらの更なる観光振興施策の経費に対する受益と負担の関係、本市の将来の財政状況や継続的な観光振興の必要性などを総合的に勘案した結果、観光振興を継続的かつ安定的に高い水準で行っていくために観光目的財源の確保が必要であり、宿泊施設への宿泊行為に課する宿泊税を創設しようとするものである。

2. 概要

[熱海市協議書より]

課 税 団 体	静岡県熱海市
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	市内に所在する次の事業に係る宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
税 収 の 使 途	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用に充てる
課 税 標 準	課税客体への宿泊数
納 税 義 務 者	課税客体への宿泊者
税 率	1人1泊につき、200円
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）約6億円
非 課 税 事 項	・年齢12歳未満の者 ・修学旅行その他の学校行事に参加する者 ・公益上その他の事由により規則で定める者
徴 税 費 用 見 込 額	（平年度）29,509千円
課 税 を 行 う 期 間	条例施行後5年間

3. 同意要件との関係

熱海市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（１）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、熱海市宿泊税の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

熱海市宿泊税は、宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、一人一泊につき200円という金額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても著しく過重とまではいえない。

したがって、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（２）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

熱海市宿泊税は、熱海市内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえない。

したがって、「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

熱海市宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)では、「世界に誇る観光地形成に向けて(中略)宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。